



目 次

規 則	ペー
◎土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（7件）（経営支援課）	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程（12・26揭示）	4
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	4
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（12・26揭示）	5
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（〃）	5
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（〃）	5

規 則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則（昭和25年高知県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「県営中山間地域総合整備事業」を「中山間地域総合整備事業」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。
(1) かんがい排水事業 事業費の100分の15

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成23年度分の事業から適用する。

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第76号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条中「の同意」を「の協議」に、「同意を得」を「協議をし」に改める。

第5条の見出し中「同意又は認可の申請手続」を「協議又は認可申請の手続」に改める。

第6条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第7条の見出し中「同意又は認可の申請手続」を「協議又は認可申請の手続」に改め、同条第1項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改める。

第8条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第9条の見出し中「同意又は承認の申請」を「協議又は承認申請等」に改め、同条第1項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第2項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改める。

第11条の見出し中「同意又は」を削る。

第17条第37号及び第73号中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは知事に協議した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9中「、その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは知事に協議した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3の8の項中「第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項）を「第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは第25条の3第2項（同条第7項）に、「認可の申請」を「協議の申出又は同法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは第25条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジگران高知ショッピングセンター
高知市朝倉東町52番15号

- (4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）
（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後10時

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）

（変更前）午前8時45分から午後10時まで

（変更後）午前7時45分から午後10時まで

- (5) 変更年月日

平成23年12月31日

- (6) 変更理由

来客の利便性向上のため

- 2 届出年月日

平成23年12月1日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第806号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働

部経営支援課に提出することができる。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

- (2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴェスタ桜井

高知市桜井町二丁目420-2ほか

- (4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）

（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後11時

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後11時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）

（変更前）午前8時45分から午後11時15分まで

（変更後）午前7時45分から午後11時15分まで

- (5) 変更年月日

平成23年12月31日

- (6) 変更理由

来客の利便性向上のため

- 2 届出年月日

平成23年12月1日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

- (2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ須崎店

須崎市西町二丁目7番15号

- (4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）

（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後10時

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）

（変更前）午前8時45分から午後10時まで

（変更後）午前7時45分から午後10時まで

- (5) 変更年月日

平成23年12月31日

- (6) 変更理由

来客の利便性向上のため

- 2 届出年月日

平成23年12月1日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
須崎市企画課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ宿毛ショッピングセンター
宿毛市宿毛5380番地1
- (4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）

（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後10時

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）

（変更前）午前8時45分から午後10時まで
（変更後）午前7時45分から午後10時まで

- (5) 変更年月日
平成23年12月31日
- (6) 変更理由
来客の利便性向上のため

- 2 届出年月日
平成23年12月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
宿毛市商工観光課
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第809号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン四万十ショッピングセンター
四万十市具同2222番地
- (4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）

（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後10時（書

籍部分は午後12時まで)

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後10時（書籍部分は午後12時まで)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）

（変更前）午前8時45分から午後12時まで
（変更後）午前7時45分から午後12時まで

- (5) 変更年月日
平成23年12月31日
- (6) 変更理由

来客の利便性向上のため

- 2 届出年月日
平成23年12月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第810号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジ中村店
四万十市中村大橋通七丁目6番27号
- (4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）
（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後10時

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）
（変更前）午前8時45分から午後10時まで
（変更後）午前7時45分から午後10時まで

- (5) 変更年月日
平成23年12月31日
- (6) 変更理由
来客の利便性向上のため

- 2 届出年月日
平成23年12月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第811号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成23年12月28日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
 - (2) 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン野市ショッピングセンター
香南市野市町西野2007番地1
 - (4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（12月31日の年間1日）
（変更前）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前9時	午後10時

（変更後）

小売業者名	開店時間	閉店時間
株式会社フジ	午前8時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（12月31日の年間1日）
（変更前）午前8時45分から午後10時まで
（変更後）午前7時45分から午後10時まで
- (5) 変更年月日
平成23年12月31日
- (6) 変更理由
来客の利便性向上のため
- 2 届出年月日
平成23年12月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
香南市商工水産課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成23年12月26日（揭示済）

高知県公営企業局長 安岡 俊作
高知県公営企業局管理規程第20号
高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程
高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に、「同年3月11日」を「平成23年3月11日」に改める。

附 則

この規程は、平成23年12月26日から施行する。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久
高知県教育委員会規則第25号
高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

- 第36条に次の1項を加える。
- 2 前項の場合において、教育次長が2人あるときは、予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の順序で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第6条第1項に規定する課の順序とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年12月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久  
**高知県教育委員会規則第26号**

**高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第24条第2項」を「第24条第4項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
-----

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第24号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に、「同年3月11日」を「平成23年3月11日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第25号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に、「同年3月11日」を「平成23年3月11日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第26号**

**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に、「同年3月11日」を「平成23年3月11日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。